

議案第 8 号

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 2 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

(北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 2 条 北本市重度心身障害者医療費支給条例(昭和 5 8 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号イ及びエ中「又は共同生活介護」を削り、同項第 2 号中「障害者自立支援

法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「又は共同生活介護」を削り、同項第3号及び第5号中「又は共同生活介護」を削る。

(北本市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第3条 北本市総合福祉センター設置及び管理条例(平成3年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部改正)

第4条 北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例(平成17年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(北本市介護給付等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第5条 北本市介護給付等支給審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)並びに第2条中北本市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項第1号イ及びエの改正規定、同項第2号の改正規定(「又は共同生活介護」を削る部分に限る。)並びに同項第3号及び第5号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。